

総行情第30号
令和元年7月31日

各都道府県マイキープラットフォーム担当部長 }
各指定都市マイキープラットフォーム担当局長 } 殿

総務省自治行政局地域情報政策室長
(公 印 省 略)

マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施準備の
更なる促進について (通知)

マイナンバーカードを活用した消費活性化策については、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策の導入準備の促進について (通知)」(令和元年6月28日付け総行情第15号・各都道府県知事・各指定都市市長あて総務省大臣官房地域力創造審議官通知)により、その実施の準備に取り組んでいただくことをお願いしているところです。

これまで、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策(以下「本対策」という。)については、当省において具体的な制度設計を進めつつ、その方向性について随時に案を提示してきたところです。こうした中、国民がより簡便な方法で利用することができる仕組とすることが重要であるとの観点から民間のキャッシュレス決済事業者を活用すべきとの意見や、本対策に参加する店舗の募集に関する事務及び本対策の実施に伴うポイントの発行・精算等の財務会計事務に係る地方公共団体の負担の大幅な軽減を図るべきとの意見等が寄せられていることから、これらの意見を踏まえ、現在、これまでお知らせしてきた本対策の基本的な仕組について抜本的な見直し(以下「見直し」という。)を検討しているところであり、その具体的な内容について政府内で早急に検討を進め、その検討結果を今秋の可能な限り早期にお知らせしたいと考えています。

このような見直しにより、国民の本対策の利用が高まり、マイナンバーカードの交付申請及びマイキーID設定の大幅な増加が想定されますので、マイナンバーカードの円滑な交付を図るための取組及びマイキーID設定についての支援策等を早期に実施していただきたいと考えています。つきましては、見直しの検討結果をお知らせするまでの間においても、各地方公共団体においては、下記の事項に留意しつつ、本対策の実施に向けた準備を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、この旨を貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対して周知していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 本対策についての早期の予算措置について

本対策の見直しによるマイナンバーカードの交付申請及びマイキーID設定の大幅な増加への対応として、地方公共団体においては、マイナンバーカードの円滑な交付を図るための取組及びマイキーID設定についての支援策等について早期に着手していただくために、9月議会への補正予算案の上程等により早期の予算上の措置を講じていただくようお願いします。

2. 個人番号カード利用環境整備費補助金申請について

当該補助金については、本年6月及び9月に交付申請を募集することとしており、6月に係る交付申請については既に交付決定をしたところですが、9月の交付申請については次の日程で実施することを予定しています。

一方、見直しの検討結果を今秋の可能な限り早期にお知らせすることとしていますが、申請のあった補助金額の変更を伴わない事業内容の変更については補助金変更承認申請をする必要がない取扱いとさせていただきますので、次の日程で交付申請を行う準備を進めていただくようお願いします。

（今後のスケジュール）

- ・ 8月初旬 補助金申請を募集することについて通知により各都道府県・市区町村へ周知
- ・ 9月初旬 市区町村から都道府県への補助金申請の提出期限
- ・ 9月中旬 都道府県から当省への補助金申請の提出期限
- ・ 9月下旬 補助金交付決定

3. 既に交付決定を受けた個人番号カード利用環境整備費補助金の執行について

本年6月に交付決定した当該補助金の執行に当たって、本対策に参加する店舗の募集に関する事務（ICカードリーダーの購入・店舗への頒布を含む。）について、見直しに係る検討結果の影響が及ぶと考えているので、地方公共団体における執行に際して事業内容・事業量の変更が必要となる可能性があることに留意していただきますようお願いします。

4. マイキーID設定支援の促進について

マイキーID設定支援については、これまでも各地方公共団体において積極的な取組について検討していただいているところですが、より多くの利用者からのマイキーID設定支援の要請に対応することができるよう、個人番号カード利用環境整備費補助金を有効に活用していただきながら、見直しの内容等に即して、重点的かつ早期の取組を更に推進していただきますようお願いいたします。

5. マイキープラットフォーム運用協議会への加入

マイキープラットフォーム運用協議会については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、本年末までに全地方公共団体の参加を促すこととされたところであり、また、個人番号カード利用環境整備費補助金の交付に当たっては、本協議会への参加を交付の要件としているところです。

これまでも本対策を実施するためにマイキープラットフォーム運用協議会への加入を要請してきたところであり、現時点で664団体（令和元年7月30日現在）が参加しているところですが、特に、同協議会に加入していない都道府県におかれては、本対策の趣旨に御理解をいただき、まずは同協議会への加入をしていただくとともに、各都道府県におかれては、同協議会に参加していない市区町村に対して別添の参加届出書の提出を促していただく等、同協議会への参加の働きかけをしていただきますようお願いいたします。

なお、見直しに係る検討結果を踏まえたとしても、マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドの運用等に要する経費は国が負担するとする仕組には影響しないものことから、本対策の実施に当たって同協議会への加入に係る負担金等は生じないものであることを念のため申し添えます。

(連絡先)

総務省自治行政局地域情報政策室

渡邊課長補佐、阿部係長、中尾事務官

TEL : 03-5253-5525 (直通)

E-mail : denshijichi@soumu.go.jp